岩手県告示第634号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第２項において読み替えて準用する同法第39条第１項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和７年11月４日

岩手県知事　達　増　拓　也

１（１）　農地の所在等

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
宮古市長沢第９地割	125番１	田	2,427

（２）　利用権の内容等

内　容	始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和８年３月１日	５年間	49,755円

（３）　利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社　理事長　千葉　和彦　盛岡市神明町７番５号

（４）　農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和７年９月24日、農地法第41条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（５）　補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局宮古支局に補償金を供託する。

（６）　その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局宮古支局において、補償金の還付を受けることができる。

２（１）　農地の所在等

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
花巻市横志田６地割	363番	田	2,910
花巻市横志田６地割	364番	田	2,851
花巻市横志田６地割	365番	田	2,928
花巻市横志田６地割	366番	田	2,964

（２）　利用権の内容等

内　容	始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和８年３月１日	５年間	58,265円

（３）　利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社　理事長　千葉　和彦　盛岡市神明町７番５号

（４）　農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和７年９月30日、農地法第41条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（５）　補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局花巻支局に補償金を供託する。

（６）　その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局花巻支局において、補償金の還付を受けることができる。

３（１）　農地の所在等

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
陸前高田市小友町字猪森	232番	田	3,845

（２）　利用権の内容等

内　容	始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和８年３月１日	５年間	57,675円

（３）　利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社　理事長　千葉　和彦　盛岡市神明町７番５号

（４）　農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和７年９月30日、農地法第41条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（５）　補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局水沢支局に補償金を供託する。

（６）　その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局水沢支局において、補償金の還付を受けることができる。

４（１）　農地の所在等

所　在	地　番	地　目	面　積
			㎡
岩手郡葛巻町江刈第16地割字小苗代向	125番１	田	378
岩手郡葛巻町江刈第17地割字泉田	172番27	畑	10,186

（２）　利用権の内容等

内　容	始　期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
利用権	令和８年３月１日	５年間	158,460円

（３）　利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人岩手県農業公社　理事長　千葉　和彦　盛岡市神明町７番５号

（４）　農地の所有者等に係る情報

登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。令和７年９月30日、農地法第41条第２項において準用する同法第38条第１項の規定に基づく公示を行ったが、所有者等からの申出はなかった。

（５）　補償金の支払の方法

利用権の始期までに盛岡地方法務局に補償金を供託する。

（６）　その他

農地の所有者等は、盛岡地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。